

ID: 41

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

| | | | |
|--|-----------------------------|---------|------------|
| 処分の概要 | 退場命令 | | |
| 例規名 根拠条項 | 名寄市智恵文多目的研修センター管理規則 第13条第2項 | | |
| 例規番号 | 平成22年規則第18号 | | |
| <p>【根拠条文】 (入館者の遵守事項) 第13条 研修センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。 (2) 所定の場所以外に出入しないこと。 (3) 騒音を発生し暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (4) その他係員又は利用者の指示に従うこと。 <p>2 市長は、前項各号のいずれかに違反した者に対して退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年8月15日 | 最終変更年月日 | 平成30年6月15日 |